

「第2次富加町人権施策推進指針（案）」に寄せられた  
パブリックコメントの実施結果について

富加町住民課

「第2次富加町人権施策推進指針（案）」の策定にあたり、パブリックコメントを実施しました。実施結果と本町の考え方をまとめましたので、公表いたします。

貴重なご意見・ご提案をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 パブリックコメントの概要

案件名	第2次富加町人権施策推進指針（案）
意見募集の期間	令和3年2月12日から令和3年3月12日
資料の配布・閲覧場所	・町ホームページ ・住民課窓口

2 パブリックコメントの実施結果

意見提出者数及び意見数	1人 6件
提出方法	電子メール1件

3 いただいたご意見の内容と町の考え方

ご意見の内容	町の考え方
14ページ 「1 女性の人権」 冒頭に「本来女性と男性は、その肉体的差異を除いては同一のもの」とありますが、果たしてそうでしょうか。性差以前に、誰しも“人間として”ひとりひとり違った存在であり、違う存在だからこそ、「性別に関わりなくその人の考え方や生き方が尊重されるべき」なのではないでしょうか。 また、15ページに「女性に対する暴力の根絶」とあります（12ページ、14ページにも同様の表現があります）が、DVやセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為などは、男性が被害者になる場合もあります。また、身体的暴力だけでなく、モラ	指針においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」における個別の人権課題としてあげられている「女性の人権」に対して課題や施策の方向性を検討しております。ご意見のとおり、DVやセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為などは、男性が被害者になる場合もあります。男性・女性ともに、そういった場合にも人権被害などで悩んでいる方の相談窓口として町で実施する「なんでも相談」や法務省で実施している電話相談「みんなの人権110番」、「女性の人権ホットライン」などの周知や啓発活動を継続して行っていきます。

<p>ル・ハラスメント（精神的暴力）も問題になっています。これも当然、男女ともに被害者になる可能性があります。</p> <p>最近では、育児休暇を取得する、あるいは取得しようとする、男性へのハラスメントもあります。女性だけでなく、男女ともに、結婚・妊娠・出産・子育てで差別的な発言や行為、不当な処遇を受けることのないよう、職場や学校、家庭などで啓発活動を進め、秘密厳守で安心して相談できる機関（窓口）を設置していただきたいと思えます。</p>	
<p>17 ページ「2 子どもの人権」</p> <p>前回の第1次指針では、「子どもの人権を尊重する啓発活動の推進」の中に、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるよう（中略）思いやりの心をそだてていきます」という文言がありました。今回その文言から「自分の大切さを認める」ということが消えています。自分が大切な存在だと思えないと、人権侵害に対して自分の身を守れなくなります。また、他の人を大切に思いうることも難しくなります。「自分の大切さを認める」「自分は大切な存在だと思える」ことは、人権を語る上での基本であり、絶対に外せないキーワードだと思えます。</p> <p>学校などでは、児童・生徒間に限らず、教職員からのいじめ・差別も起きる可能性があります。また、家庭内でも子どもの人権が守られているとは限りません。学校・家庭以外に、子ども自身が直接被害を訴えることのできる第三者機関（しくみ）を用意して、子どもたちに周知する必要があると考えます。もちろん子どもに対しても秘密は厳守し、安心して相談できる体制を作らなくてはなりません。</p> <p>18 ページ「情報モラル教育の推進」の</p>	<p>ご意見のとおり、第1次指針にある『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』は人権を尊重し合う上で大切な事（メッセージ）と考えております。そういった人権を尊重する意識形成ができるよう、今後もあらゆる機会に継続して啓発してまいります。</p> <p>いじめや差別などで悩んでいる子どもの相談窓口として法務省で実施している「子どもの人権 SOS ミニレター」や無料電話相談「子どもの人権 110 番」などを広く知ってもらえよう啓発活動を行ってまいります。</p> <p>「インターネットを利用したいじめ」については、ご指摘のとおりですので、記載箇所を訂正させていただきます。</p>

<p>最初に、「インターネットを利用したいじめ」という言葉がありますが、「利用」とは「役立つようにうまく使うこと」であり、「いじめ」に対して使うには不適切です。「使用」等、他の言葉を用いたほうが良いと思います。</p>	
<p>23 ページ「4 障がい者の人権」</p> <p>精神疾患、内臓疾患など、外見からはわかりにくい障がいを持つ人も多い。見た目だけで判断され、心無い扱いを受けることもある。私たちひとりひとりが「自分の経験や知識は限られたものであり、自分の知らない病気や障がいもある」という認識を持つことで、席を譲ることを強要したり、不用意な発言で傷つけたりすることを、多少なりとも減らせるのではないかと思う。</p> <p>障がいを持つ人は、災害弱者になりやすい。町は、どのような障がいを持つ人が、どこに何人いるのかを把握し、災害時の避難所の設営や対応などに生かしてほしい。避難所での生活が困難で、自宅や車中にとどまらざるを得ない人に対しても、何らかの支援をお願いしたい。人数が少ないからといって、切り捨てることはしないでいただきたい。</p>	<p>障がいや障がいのある人への理解の促進や障がいを理由とした差別をなくすための広報・啓発活動と伴にヘルプマークの普及啓発にも努めていきたいと考えております。</p> <p>また、災害時の支援等につきましては「富加町地域防災計画」において、要配慮者・避難行動要支援者対策として支援体制を構築しています。その中で要配慮者に対するきめ細やかな支援を行えるよう努めてまいります。</p>
<p>34 ページ「9 刑を終えて出所した人の人権」</p> <p>刑を終えて出所した人の中には、金銭的に困って再犯に走る人も多い。出所した人を積極的に雇用する事業者を、町としても育成・確保することが大切だと思う。</p>	<p>国及び県において「再犯防止推進計画」が策定され、町においても「富加町地域福祉計画・地域福祉活動計画」において再犯防止に対する取り組みを記載しています。今後も県や関係機関と連携しながら、事業者に対する啓発活動を行っていきます。</p>
<p>意識調査の結果とグラフについて</p> <p>意識調査のグラフで、県の調査のみに数字が出ている項目は、町の調査では選択肢に挙がっていなかったのか、それとも回答数がゼロだったのか、わかりづらい。もし町の調査でその項目が選択肢になかったのなら、そのことを明記すべきだと思う。</p>	<p>意識調査のグラフにおいて、県の調査のみに数字が出ている項目は、平成27年度に町が実施した意識調査において調査項目としていなかったものになります。改定する指針には、その旨を記載します。</p>

<p>町の意識調査は、第1次指針が出る前に行われているが、第1次指針では単にその数字を取り上げるだけにとどまっている。調査結果が第1次・第2次の指針にどのように生かされているのか、明らかではない。また、この意識調査では、それぞれの人権問題について、当事者とそれ以外の人の意識の隔たりがわからない。当事者が重要だと思っけていても、他の人にはわからないこともある。当事者とそれ以外の人の意識の差を埋めていくことが人権教育だと思うが、このグラフだけではその差がわからず、何のためにこのグラフを載せているのか、目的がよくわからない。</p>	<p>第1次指針期間の終期にあたり、町で検討した結果、今回の改訂においては、町民意識調査を実施せず、岐阜県の人権施策推進指針の改定内容や近年の社会潮流を反映させ、新たな人権課題に対応するために指針の見直しを行いました。そのため意識調査については、参考資料としてH27の町の意識調査結果及び直近の県の意識調査結果を記載しています。</p>
<p>全般について 第1次指針に基づいて行われた具体的な施策や、その評価について、ほとんど述べられていないように思う。5年間の施策により、啓発活動の成果があったのなら、今後はさらに人権意識を高めていくためのステップアップが必要だし、あまり成果がなかったのなら、啓発活動の方法を見直す必要もあるだろう。第1次指針の評価は、どのような方法で行われたのだろうか。第1次指針に基づいた施策の成果を受けて、それを反映し進展させた第2次指針であってほしいと思う。</p>	<p>本指針は、人権施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示すもので、具体的な施策の評価については、基本的に各種の個別計画で行うべきものと考えております。</p> <p>ご指摘のように、人権意識を高めるための啓発活動については、町民意識調査の結果で検証することになるので、次回の改定時においては町民意識調査を実施したうえで、指針に反映させていく予定です。</p>